

日本維新の会の西藤彰子でございます。令和2年度決算審査にあたり、日本維新の会を代表致しまして、別府委員、辻委員、私の3名で総括質疑を行います。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、ご清聴いただきますよう、お願い申し上げます。質問項目が多い為ため、早速質疑に入らせていただきます。

初めに「マンホールトイレの整備について」質問させていただきます。

近い将来、高い確率で発生が予想されている大地震の中に、西日本全域に被害が及ぶとされる南海トラフ地震があることは行政からの啓発活動により周知されていて、ほとんどの市民の皆様が危機意識を持たれていることと思います。その啓発活動の効果により多くの方が非常用持ち出し袋などの準備、避難所の確認などを行い、多くの地域で災害発生時に指定避難所にスムーズに避難できるように毎年避難訓練を行っています。

過去の災害での避難所の課題にトイレの問題があります。下水道施設が被害を受ければトイレが使用できなくなり、そのことで水分を控えたり、ストレスを感じたりし、体調を崩す事もあることから、行政による仮設トイレの設置は迅速に行う必要があります。

本市では災害時にトイレ機能を確保するため、災害時避難所となる小中高等学校に設置が進められており、令和2年度末に小学校6校にマンホールトイレを設置しており、下水道ビジョン計画においても10年後に市内全68校に設置を予定しています。

そこで質問です。

Q1-1: 今後30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震の発生率が70~80%と予測されている中、10年後にやっと68校に設置完了という計画は、危機管理的に良いと思われますか。

Q1-2: 大地震が発生し、下水道管路が破損した場合の想定はされていると思いますが耐震強度を教えてください。

また、下水道管路が破損した場合はマンホールトイレの利用は出来るのでしょうか。

Q1-3: 復旧に時間を要する場合、組立て式トイレや簡易トイレ等も設置されるのか。また、設置に要する時間のシミュレーション等は考えておられるのでしょうか。

次に、「尼崎城について」質問させていただきます。

令和2年度は当初予算では歳出として基本管理料を約1億694万5千円、歳入として一般財源から約4,710万円、使用料収入による歳入を約5,984万5千円としていました。

しかし決算では予想を大幅に下回り、使用料収入による歳入が1,647万4千円となり、結果的に4,337万1千円を一般財源で補填するという形になりました。

新型コロナウイルス感染症の影響があったとはいえ、非常に厳しい数字となっています。

そこでお伺いします。

Q2-1: 新型コロナウイルス感染症の影響で3月1日から5月22日まで臨時休城したこともあり令和2年度の有料入城者数の目標10万5千人に対し、実際の入城者数は2万8千人の実績値を大きく下回りました。

入城者数の目標の立て方は、これで良かったと思われませんか。

Q2-2: 新型コロナ感染症の影響があった事は一定理解できますが、民間の様々な業種の事業者にも影響があり、民間事業者に対しては行政による少ない支援しかありませんでした。

そのような状況で市の施設ではあるものの税金を使って、4,337万1千円も補填をするという事は市民の皆様の理解を得られると思えますか。

Q2-3: 展示内容については、どのように決定されているのでしょうか。

Q2-4: 尼崎城は観光の核となり得るのでしょうか。

誰もが何度でも尼崎城に行きたいと思う具体的な仕掛けはお考えでしょうか。

Q2-5: 現在の指定管理者は尼崎市として満足のいく管理運営をされていると思いませんか。

Q2-6: 実質的な赤字補填をしていれば、指定管理者の経営努力にも力が入らないと思います。指定管理の条件として、「運営費は市からの一定の指定管理料と利用者からの入場料・使用料を自らの収入として賄う」「一定の入場者数を超えればインセンティブ以外をメンテナンス費として積み立てる」等を定め、経営努力を促すべきではないでしょうか。

Q2-7: 当然赤字は解消すると考えているのですが、今後も赤字が続いた場合は尼崎城をどうするお考えでしょうか。一般財源の補填の限界値、危険数値は設けているのでしょうか。

単年度で補填のラインを設けて運営するべきだと考えますが、ご見解をお聞かせください。

「青少年いこいの家指定管理者管理運営事業について」お伺いします。

青少年いこいの家は、平成29年に策定された第1次尼崎市公共施設マネジメント計画に基づき、令和8年度までに老朽化した宿泊棟を廃止し、野外活動を中心とした施設へ特化するといった方向性で整理がされています。

そこでお伺い致します。

Q4-1：売却・譲渡されない理由をお聞かせください。

Q4-2：民間委託にあたり、利用料が上がることに懸念されていると思いますが、現在の館内宿泊料が市民 200 円、市民以外 300 円は安すぎると考えます。

市民と市民以外の利用料に差額をつけることは検討されないのでしょうか。

Q4-3：令和 2 年 9 月の決算特別委員会健康福祉分科会においてアンケートを実施し、今後の青少年いこいの家の在り方を検討する、と答弁されていますが、どのようなアンケート結果が得られ、今後の運営へどう活かしていくのかお答えください。

「認知症対策推進事業について」お伺いします。

本市においては、2030 年に市民の 4 人に 1 人が 65 歳以上になり、認知症を発症する割合は約 20%と予測されています。

また、認知症にならないため、認知症ではない方及び軽度認知障害(MCI)の方に対する認知症予防の観点から取組が必要であると考えます。

MCI は約 5 年でその半数以上が認知症に進行すると言われており、MCI の段階で適切な予防や治療を行えば、認知症の発症を防ぐことや遅らせることができると分かっています。

現在、認知症は症状の進行を一定期間防ぐ薬はあるものの、根本的な治療薬は未だ開発中であり、発症後の治療ではなく発症前の予防が大切であると考えます。

そこで、お伺い致します。

Q5-1：早期に MCI を発見するメリットについてお聞かせください。

また、本市における、MCI の方に対する取組みを教えてください。

Q5-2：MCI のスクリーニング検査（認知症予防検査）に行くと、検査費用だけでおよそ 2 万円かかります。早期発見にメリットがあるのであれば、市が独自に助成して、MCI のスクリーニング検査を促進していくべきだと思いますがご見解をお聞かせください。

「保育士確保事業について」お伺いします。

令和 2 年、保育士確保事業の補助メニューを使って保育士になる人の目標数を 114 名としております。

本市においても、保育士確保対策の一つとして、保育士・保育所支援センターが新規事業として立ち上がりました。

しかし、昨今、保育士確保に向けて民間のコーディネーターによる求人競争が行われています。新規に保育士が入ったが、なかなか定着してもらえないといった声も聞いております。民間の企

業は広告による周知力が強く、保育士を希望する方へ、保育士・保育所支援センターがどれほど認知されるのか、頼っていただけるのかが課題です。

近隣市においても、保育士確保に向けた施策が進められており、他市の獲得競争に負けないためにも充実した施策が必要となります。

そこでお伺いします。

Q6-1：保育士・保育所支援センターを設置しましたが、設置前から認識していた課題、また、その課題をどう解決していくお考えですか。

Q6-3：市主催の就職フェアで保育士確保が難しい場合、各保育施設が民間コーディネーターに支払う紹介料の一部を助成する施策に切り替えれば確実に保育士確保に繋がるとは思いますがご所見をお聞かせください。

Q7-1：「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業」について、お伺い致します。
第1期の1月12日から2月7日の間の営業時間短縮要請等に申請した2781件のうち、申請者に指導を行い、事実確認をした上で申請を取り下げた店舗が79件あったと先週の分科会でお聞きしました。

Q7-3：申請をした店舗数に対して、不正なく協力金の交付を受けた割合を教えてください。

Q7-4：不正をしてまで協力金をもらっている店舗に対して不正を取り締まる対応はどうしていくのか、市としての不正受給の課題についてお答えください。

Q8-1：「こどもの育ち支援センター運営事業」についてお伺いします。

子どもや子育てに関する課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、切れ目なく継続的に支援を行う子どもの育ち支援センター（いくしあ）を運営する事業目的の中に、「児童虐待再発防止モデル事業」があります。

将来の児童相談所設置を見据えて、児童虐待の未然防止や重篤化を防ぐ為に、親支援プログラムの実施は必須です。

このプログラムは虐待に至ってしまった子育てに悩む保護者を対象に、セルフケアと問題解決力の回復を促すプログラム「MYTREEペアレンツプログラム」を令和2年より実施しています。

他にもプログラムがある中で、MYTREEを選ばれた理由と、MYTREEプログラムを実践された方の効果を教えてください。

Q8-3：集団で実践する事で、他の参加者と共感できるメリットは大きいと思いますが、集団が苦手な方もおられます。

また、虐待には子どもの頃に虐待を受けてきたがために大人になり、認識がなく分からずに虐待をしているケースと、虐待を受けずに子育ての方法が分からずに虐待をしてしまうケースがあると思います。

このような保護者や特例のケースでの今後の対応は考えておられますか。

Q8-4：このプログラムへの参加が望ましい保護者をリストアップはできていますか。

また、その保護者に対して確実に告知が行き届いているのでしょうか。

どのような方法で告知されているのか教えてください。

Q9-1：「グループホーム等新規開設サポート事業」についてお伺いします。

本市で障害のある人は37,521人で、約12人に1人の割合で、市内の障害者団体の協力アンケート調査では、4割以上の方がグループホームの利用を希望しています。

障害のある方が地域の住まいとなるグループホームの開設補助や利用者が安心して生活できるよう、施設整備に対する支援を行うと基本施策5に記載されています。

ある事業所がグループホームを新設され、この事業を知り、申請されました。その直後すぐに次のグループホームを開設されました。それぞれに補助金が出ると思われていたそうですが、この補助金は1回限りだと後から知ったそうです。

窓口では説明もなく、また同時の申請であれば反映できたと後から言われたそうです。

本市のホームページにも掲載されていますが、補助は1回限りとは掲載されておりません。

他に申請をされたグループホームで同じようなクレームは過去にありますか。

Q9-2：

尼崎市障害者計画・第4期、第6期計画の重点項目として市内グループホームの定員数を2026年度に700人を目標とされています。

本市は、グループホームを増やしていこうとされているのであれば、協力する事業者に寄り添うべきではないでしょうか。